

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																							
吹田東高等学校	<p>学習支援スタッフへの謝金（交通費を含む。）の支出について、所得税の源泉徴収税額の端数計算に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="537 510 1561 835"> <thead> <tr> <th>実績月</th> <th>区分</th> <th>報償費</th> <th>源泉徴収税額</th> <th>差引支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和6年5月</td> <td>誤</td> <td>3,200円</td> <td>327円</td> <td>2,873円</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>3,200円</td> <td>326円</td> <td>2,874円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和6年12月</td> <td>誤</td> <td>12,800円</td> <td>1,307円</td> <td>11,493円</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>12,800円</td> <td>1,306円</td> <td>11,494円</td> </tr> </tbody> </table>	実績月	区分	報償費	源泉徴収税額	差引支給額	令和6年5月	誤	3,200円	327円	2,873円	正	3,200円	326円	2,874円	令和6年12月	誤	12,800円	1,307円	11,493円	正	12,800円	1,306円	11,494円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【国税通則法】</b>            （国税の確定金額の端数計算等）            第119条            2 政令で定める国税の確定金額については、前項の規定にかかわらず、その確定金額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p><b>【国税通則法施行令】</b>            （課税標準等の端数計算の特例）            第40条 法第118条第2項（課税標準の端数計算の特例）に規定する政令で定める国税は、所得税法第4編第1章から第5章まで（源泉徴収）（同法第190条（年末調整に係る源泉徴収義務）及び第199条（退職所得に係る源泉徴収義務）（同法第201条第1項（退職所得の受給に関する申告書が提出された場合の徴収税額）の規定の適用を受ける場合に限る。）を除く。）の規定により徴収する所得税とする。            2 法第119条第2項（国税の確定金額の端数計算の特例）に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とする。            一 前項に規定する国税</p> </div>
実績月	区分	報償費	源泉徴収税額	差引支給額																					
令和6年5月	誤	3,200円	327円	2,873円																					
	正	3,200円	326円	2,874円																					
令和6年12月	誤	12,800円	1,307円	11,493円																					
	正	12,800円	1,306円	11,494円																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和8年1月14日）